

自動車臨時運行許可申請書

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注： 裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出してください。

車名 Maker of the vehicle			
形状 Type of Body	1 箱形(Box-shaped) 3 バン(Van) 5 オートバイ(motorcycle)	2 ステーションワゴン(Station Wagon) 4 キャブオーバー(Cab-over) 6 その他()	
車台番号 Serial No.			
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送(Inspection) 2 登録のための回送(Registration) 3 封印取付け(Seal)のための回送 4 その他(Other) ()		
運行の経路 Route	出発地(From) 経由地(Via) 到着地(To) ※発着主要経路の地点名を記入してください → →		
運行の期間 Service period	自(From) 年 月 日 ~ 至(To) 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は1~2日間です。		
自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	保険会社名 Name of Co.		保険期間 Insurannce Period
	証明書番号 Voucher No.		自(From) 年 月 日 至(To) 年 月 日
備考			

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

年 月 日

富士見町長 殿

申請人	住所 Applicant's Address			
	氏名または名称 Name ※法人の場合は代表者名も記入してください	(代表者)		
	業種 Type of industry	1 販売業(Sales)	2 整備業(Maintenance Services)	3 個人(Personal)
	番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	※申請人と異なる場合のみ記入		

番号標番号	松本	枚数	1 ・ 2
許可番号	第 号		
許可年月日	年 月 日		
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
返納年月日	年 月 日		
備考			
返納期限	年 月 日まで		

契印		
課長	係長	担当者

※自動車検査証等・自賠責保険の証書(原本)を添付して申請してください。

※番号標と許可証は、許可された有効期限から5日以内にお返しください。

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれが併科されます。
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証及び番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証及び番号標を返納しないときは、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書等。
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む)。
- 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの(自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等)

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ等と記入してください。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけてください。「6その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけてください。「4その他」の場合は、()内に具体的に記入してください。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。(例 富士見町～○市～○○高速～○○市)
従って、都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は許可できません。
- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入(申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入)してください。

運行の目的	申請書欄の該当番号
a 試運転(試乗は除く。) ・試運転() ・試運転()に伴う回送	4 その他
b 検査登録等のために行う回送 ・新規検査 ・継続検査 ・分解整備検査 ・予備検査 ・新規登録 ・再封印 ・登録番号標再交付	1 車検のための回送 3 封印取り付けのための回送
c 検査登録を受けることを前提とする回送 ・整備、修理、架装、改造、検査、検定、審査等 ・購入した自動車の引取り ・購入車の通関手続き	2 登録のための回送
d 自動車の販売を業とする者が行う回送 ・商品自動車に仕入れ ・販売した自動車の納車 ・下取り車の引取り ・商品自動車の展示 ・顧客への提示	4 その他
e 製作(架装)を業とする者が行う回送 ・架装業者への委託又は架装車両の受入れ ・完成車の納車又は保管	4 その他
f その他 ・自動車の輸出に伴う回送 ・外国練習艦隊等に臨時上陸による運行	4 その他